

沿岸広域振興局長告示第22号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和2年4月3日

沿岸広域振興局長 森 達也

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370300576	合同会社重智	訪問介護事業所こころ	大船渡市大船渡町字新田48番地17	令和2年3月31日
0371000316	株式会社あらや	訪問リハビリステーションさくら	陸前高田市竹駒町字細根沢7番地1	〃